

子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、出張等の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童福祉施設等で、一定の期間、養育・保護する制度です。

※ 利用には、事前に家庭子ども相談課での施設の空き状況の確認と手続が必要です。

事業名	対象事由・対象年齢	利用料	実施施設（対象年齢）
ショートステイ (短期入所生活援助事業)	保護者の疾病、出産、冠婚葬祭など緊急一時的な場合 対象年齢 0歳～18歳未満 利用日数 原則 月7日以内	2歳未満 日額 5,350円 2歳以上 日額 2,750円	久留米天使園 (2歳以上) 清心慈愛園 (2歳以上) 洗心寮 (1歳以上) 清心乳児園 (就学前まで) 福岡乳児院 (2歳未満)
トワイライトステイ (夜間養護事業)	保護者が仕事その他の理由により夜間に不在となり、家庭で児童の養育が困難となった場合 利用時間 17時～22時 対象年齢 0歳～18歳未満 利用日数 原則 月7日以内	日額 750円	久留米天使園 (2歳以上) 清心慈愛園 (2歳以上) 清心乳児園 (就学前まで)
トワイライトステイ (休日預かり事業)	保護者が仕事その他の理由により休日に不在となり、家庭で児童の養育が困難となった場合 利用時間 9時～18時 対象年齢 0歳～18歳未満 利用日数 原則 月7日以内	日額 1,350円	久留米天使園 (2歳以上) 清心慈愛園 (2歳以上) 清心乳児園 (就学前まで)

実施施設	所在地	電話番号
久留米天使園	御井町 2187	43-3418
清心慈愛園	三井郡大刀洗町大字山隈 377	77-1538
洗心寮	三養基郡基山町大字宮浦 823 番地 2	92-2818
清心乳児園	三井郡大刀洗町大字山隈 377	77-3132
福岡乳児院	福岡市博多区西春町 1 丁目 1-14	092-573-7025

◆利用の流れ

①まずは家庭子ども相談課に問い合わせてください。施設に確認の上、受入れの可否を回答します。

②受入れ可であれば、利用1週間前までに家庭子ども相談課へ手続にお越しください。

※ 市県民税非課税世帯や生活保護世帯の場合は、利用料の減免があります。

問合せ先 家庭子ども相談課

10 幼稚園・認定こども園・保育園など

小学校就学前の子どもが通う施設には、幼稚園、認定こども園、保育園などがあります。ここでは、福岡県や久留米市の認可を受けた施設を紹介します。

◆子ども・子育て支援新制度について

平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度が始まりました。市内には、従来どおりの幼稚園 (①) と、新制度に移行した施設 (②新制度に移行した幼稚園、③認定こども園、④保育園、⑤事業所内保育事業所、⑥小規模保育事業所) があります。

①幼稚園

[3歳から就学前まで]
給付認定：新1号・1号

小学校以降の教育の基礎を作る幼児期の教育を行う学校です。従来どおりの幼稚園と新制度に移行した幼稚園とがあります。

利用時間：4時間程度 (昼過ぎ頃まで)

園によって、延長保育や夏休みなどの休園期間中の預かり保育、3歳未満児の預かりや、親子教室などが行われています。

③認定こども園

[0歳から就学前まで]
給付認定：1・2・3号

教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。

利用時間：【1号認定】4時間程度
【2・3号認定】11時間
(延長保育を行っている園もあります)

④保育園

[0歳から就学前まで]
給付認定：2・3号

就労・病気などのため、保育のできない保護者に代わって保育を行う施設です。

利用時間：11時間
(延長保育を行っている園もあります)

⑤事業所内保育事業所

(地域型保育)
[0歳から2歳まで]
給付認定：3号

従業員の子どものみを保育するとともに、地域枠を設けて子どもを保育する事業です。

利用時間：11時間
(延長保育を行っているところもあります)

⑥小規模保育事業所

(地域型保育)
[0歳から2歳まで]
給付認定：3号

比較的小さな施設で、規模の特性を生かしたきめ細かな保育をする事業です。